

法人監査の指導監査事項の省略等について

社会福祉法人の実地指導監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、行っていますが、下記1に定める場合には、監査事項を省略することができるものとされていることから、原則として、当該監査事項については省略することとします。

記

1 監査事項を省略することができる場合

(1) 指導監査ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」の監査事項を省略するもの

ア 会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査を受けている法人及び会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査に準ずる監査を実施している法人については、独立監査人の監査報告書（報告日が前回実地監査を実施した日の属する年度の翌年度から令和7年度までの各年度の報告書）に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、会計管理に関する監査事項を省略します。

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」の場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っている、と所轄庁が確認できた場合に限りします。

イ 専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）による①財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や②財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、次に掲げる報告書（報告日が前回実地監査を実施した日の属する年度の翌年度から令和7年度までの各年度の報告書）により、会計管理に関する監査事項を省略します。

ただし、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合に限りします。

「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け社援基発0427厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

○財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書（別添1）

○財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書（別添2）

(2) 指導監査ガイドラインのⅠ「組織運営」に掲げる監査事項の一部を省略するもの

(1) のアの会計監査及び(1) のイの専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人については、次に掲げる書類を踏まえて組織運営の監査事項の一部を省略します。

ア (1) のアの会計監査を受けている法人

○独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書（報告日が前回実地監査を実施した日の属する年度の翌年度から令和7年度までの各年度のものの）

イ 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人

○財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書（別添1）

2 提出方法

(1) 会計監査を受けている場合（１－（１）－ア及び（２）－ア）

社会福祉法第59条に基づく届出において提出していただくこととなっているため、本通知による提出は不要です。

提出されていない場合は、下記のいずれかの方法で提出をお願いします。

(2) 専門家による支援を受けている場合（１－（１）－イ及び（２）－イ）

社会福祉法第59条に基づく届出に併せて提出されている場合は、本通知による提出は不要です。

提出されていない場合は、下記のいずれかの方法で提出をお願いいたします。

記

① 書面の提供 1部

② 電磁的方法による提供 下記メールアドレスに1部

hojnkans@city.hiroshima.lg.jp

なお、提出期限を過ぎた場合でも、なるべく対応しますので、御連絡ください。

3 留意事項

直接関与税理士等による支援は、1の（１）のイの対象になりません。

（説明）

決算業務又は記帳代行業務を行う専門家は、法人の会計処理上の判断や意思決定、計算書類等の作成に直接関わる者（以下「直接関与者」という。）と考えられます。

直接関与者が「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け社援基発0427 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）の1の（2）による「専門家による支援」を行うことは、自らが関与した会計処理や計算書類等について、自らが関与した業務を自ら点検（以下「自己点検」という。）することとなり、法人との関係において客観的な立場により行ったものとならないため、所轄庁の指導監査の代替が可能となる法人の事務処理体制の向上に関する支援を行ったこととはならず、延長等を行うことは適当でないとされています。

ただし、顧問契約等により会計又は税務の相談対応や指導業務を行う専門家は、専門的な立場から見解を述べるのが主要な業務内容であり、間接的な関与に留まることが想定されるため、原則として自己点検には当たらず延長等を行うことができます。

（なお、直接関与者が法人業務の自己点検の一環として当該法人に対して支援を行うこと自体が否定されるものではありません。）

こうしたことから、2の（2）の提出があった場合、税理士等の委託契約書又は顧問契約書及び契約額の積算書類を提出していただき、直接関与者でないか確認させていただく場合があります。